

不服審査会規則

(2018年 7月30日 制定)

(目的)

第1条 本規則は、会員に対する処分等に係る手続に関する規則第11条に規定する不服の申立てに係る不服審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(不服審査会の設置)

第2条 協会に不服審査会を設ける。

2 不服審査会は不服の申立ての都度、これを設置するものとする。

(決議事項)

第3条 不服審査会は、協会が行う定款第15条に規定する会員に対する処分その他の処分に係る不服の申立てに関する審査として、当該申立ての理由の有無について審議を行う。

(委員)

第4条 不服審査会は不服の申立て毎に、委員3名以内をもって構成する。

2 不服審査会の委員は、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、不服審査会の設立の目的とする事案の取扱いの終了の時までとする。

4 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 不服審査会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

(副委員長)

第6条 不服審査会に副委員長1人を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(不服審査会の招集)

第7条 不服審査会は、委員長が招集する。

(不服審査会の議決方法)

第8条 不服審査会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

2 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議決に参加することができない。

(書面による不服審査会)

第9条 委員長が適当と認めるときは、不服審査会の開催に代え、書面をもって委員の意見を求めることにより、不服審査会の決議に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 不服審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 11 条 不服審査会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

(細目)

第 12 条 本規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

附則

この規則は、2018 年 10 月 24 日から施行する。